

## 6 地域密着型サービス事業者の 人員基準に係る研修等について

## 地域密着型サービス事業者の指定基準に係る研修について

- 指定申請時に修了していることを要件とする研修一覧  
(なお、指定後に下表の者を変更する場合、指定申請時と同様に新代表者等は表中の研修を修了している必要があります。)

	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護
代表者	「認知症対応型サービス事業開設者研修」			
管理者	「実践者研修」又は「基礎課程」			
	「認知症対応型サービス事業管理者研修」			
計画作成担当者	「実践者研修」又は「基礎課程」			
	「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」			

※本表についての詳細及びみなし措置については、平成24年3月16日付通知を参照してください。

「認知症対応型サービス事業管理者研修」や「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を受講する場合、「認知症介護実践者研修」の修了が要件となりますので、ご注意ください。  
【参考】「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について  
(平成18年3月31日付け厚生労働省老計第0331006号、老振第0331006号、老老第0331019号通知)

### <研修の申込みにあたっての注意>

- ・指定基準等において受講が義務づけられている研修や短期利用型認知症対応型共同生活介護を実施する場合に必要な研修などがありますので、退職・病休・産休等で代替りの従業員がいないことにより、基準を満たさないことにならないよう計画的に受講をしてください。
- ・研修が修了できないことにならないよう、事業所において受講者の勤務体制等での配慮をお願いします。また、やむを得ない事情を除き、無断欠席等により研修が修了できない場合については、該当者について以後の研修申込を断る場合があります。

### <代表者交代時の開設者研修の取扱いについて> (平成30年度 介護報酬改定による変更点)

- ・代表者の変更の届出を行う場合については、代表交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えありません。

## 令和5年度 京都府認知症介護実践者等養成研修 実施計画

### 1. 各研修の概要

	研修名	開催時期(※1)	開催場所(※1)	募集時期	受講申込みにあたっての留意事項
1	認知症介護基礎研修	令和5年4月1日～令和6年3月31日	eラーニングシステム	随時	申込手続きや受講要件の詳細は下記リンクからご確認ください。 【京都府ホームページ】 <a href="https://www.pref.kyoto.jp/kaigo/ninntisyoukaigokisoken syuu.html">https://www.pref.kyoto.jp/kaigo/ninntisyoukaigokisoken syuu.html</a>
2	認知症介護実践者研修 (5日間)	1回目 令和5年5月25、26、6月7、8日、 9月1日	オンライン研修(Zoom)※2	令和5年4月3日～4月20日	—
		2回目 令和5年8月1、2、23、24日、 11月7日	綾部市ものづくり交流館(集合研修)	令和5年4月24日～6月1日	
		3回目 令和5年11月28、29、12月12、13 日、令和6年2月20日	ハートピア京都(集合研修)	令和5年8月15日～9月29日	
3	認知症介護実践リーダー研修 (6日間)	令和5年10月12、13日、 11月13、14、15日、 令和6年1月18日	ハートピア京都(集合研修)	令和5年7月3日～8月15日	2を修了後、1年以上経過していることが必要
4	認知症対応型サービス事業開設者研修	令和5年11月21日	ハートピア京都(集合研修)	令和5年8月中旬	—
5	認知症対応型サービス事業管理者研修 (2日間)	令和6年1月24日 令和6年1月25日	ハートピア京都(集合研修)	令和5年10月上旬	2の修了が必要
6	小規模多機能型サービス等計画作成担当者 研修(2日間)	令和6年2月13日 令和6年2月14日	ハートピア京都(集合研修)	令和5年11月上旬	2の修了が必要

※1 各研修の開催時期、開催場所は変更になる場合がありますので、募集案内時に必ずご確認ください。

※2 認知症介護実践者研修第1回目最終日の令和5年9月1日は京都市内で開催予定です。詳細は募集要項をご確認ください。

### 2. その他注意事項

- ・ 地域密着型サービス事業所の指定及び代表者、管理者、計画作成担当者の変更の場合、4・5・6の研修の修了が要件となりますので、該当する事業所(開設予定を含む。)は受講にご留意ください。(該当事業所は、前もって市町村と密に連絡等をとってください。)
- ・ 短期利用型認知症対応型共同生活介護を実施する場合、3の研修修了者の配置が必要であることから、該当する事業所(開設予定を含む。)は受講にご留意ください。(該当事業所は、前もって市町村と密に連絡等をとってください。)
- ・ 京都市内の事業所は、京都市にお問い合わせください。



老高発0316第2号  
老振発0316第2号  
老老発0316第6号  
平成24年3月16日

各都道府県介護保険主幹部（局）長殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

振興課長

老人保健課長

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号。以下「基準」という。）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「予防基準」という。）において、指定認知症対応型通所介護事業者（指定介護予防認知症対応型通所介護事業者を含む。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を含む。以下同じ。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者を含む。以下同じ。）及び指定複合型サービス事業者の管理者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定複合型サービス事業者の計画作成担当者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定複合型サービス事業者の代表者が修了することとした別に厚生労働大臣が定める研修については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」（平成二十四年厚生労働省告示第百十三号。以下「第百十三号告示」という。）に規定しているところであるが、第百十三号告示の具体的な内容については下記のとおりであ

るので通知するとともに、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知をもって「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について」（平成十八年三月三十一日老計発〇三三一〇〇六号・老振発〇三三一〇〇六号・老老発〇三三一〇〇六号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）は廃止するが、基準附則第二条から第五条まで及び予防基準附則第二条から第六条までにおいて規定された経過措置は従前のおりであることを念のため申し添える。

## 記

### 1 管理者（第百十三号告示第二号及び第六号）

#### (1) 研修

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所を管理、運営していくために必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修は、次のとおりである。

「認知症対応型サービス事業管理者研修」

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成十八年三月三十一日老発第〇三三一〇一〇号厚生労働省老健局長通知。以下「十八年局長通知」という。）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成十八年三月三十一日老計発第〇三三一〇〇七号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「十八年課長通知」という。）に基づき、各都道府県及び指定都市において実施される研修をいう。

#### (2) 経過措置

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十号。以下「省令」という。）附則第三条及び第五条において規定された経過措置は、次のとおりである。

ア 平成二十五年三月三十一日までの間に開設するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、本体事業所が指定複合型サービス事業所であるものの管理者（本体事業所の管理者をもって充てる場合に限る。）については、平成二十五年三月三十一日までに前記研修を修了していればよい。

イ 平成二十五年三月三十一日までの間に開設する指定複合型サービス事業所の管理者については、平成二十五年三月三十一日までに、前記研修を修了していればよい。

#### (3) みなし措置

指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者並びに指定複合型サービス事業者の管理者については、(1)及び(2)にかかわらず、下記のア及びイの研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。

なお、指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、既に義務付けられていた研修を修了していることを要するものである。

ア 平成十八年三月三十一日までに、2の(1)の②のア又はイの研修を修了した者であって、平成十八年三月三十一日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者。

イ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、前記アの他、以下の研修を修了した者。

・認知症高齢者グループホーム管理者研修

「認知症介護研修等事業の実施について」（平成十七年五月十三日老発第〇五一三〇〇一号厚生労働省老健局長通知。以下「十七年局長通知」という。）及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成十七年五月十三日老計発第〇五一三〇〇一号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「十七年課長通知」という。）に基づき実施されたものをいう。

## 2 計画作成担当者（第百十三号告示第三号、第五号、第七号及び第九号）

### (1) 研修

① 指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定複合型サービス事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するために必要な介護の手法、地域での生活支援その他の事項に関する知識及び技術を修得させるための研修は、次のとおりである。

「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」

都道府県及び指定都市において、十八年局長通知及び十八年課長通知に基づき実施される研修をいう。

② 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた認知症対応型共同生活介護計画を作成するために必要な認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得させるための研修は、次のとおりである。

「実践者研修」又は「基礎課程」

都道府県及び市町村において、十八年局長通知及び十八年課長通知に基づき実施される実践者研修若しくは下記の通知に基づき実施された各研修をいう。

ア 実践者研修

都道府県及び指定都市において、十七年局長通知及び十七年課長通知に基づき実施されたものをいう。

イ 基礎課程

「痴呆介護研修事業の実施について」（平成十二年九月五日老発第六二三号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「十二年局長通知」という。）及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成十二年十月二十五日老計第四十三号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「十二年課長通知」という。）に基づき実施されたものをいう。

### (2) 経過措置

省令附則第三条及び第五条において規定された経過措置は、次のとおりである。

ア 平成二十五年三月三十一日までの間に開設するサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者（介護支援専門員を置く場合を除く。）については、平成二十五年三月三十一日までに前記(1)の①の研修を修了していればよい。

イ 平成二十五年三月三十一日までの間に開設する複合型サービス事業所の計画作成担当者については、平成二十五年三月三十一日までに前記(1)の①の研修を修了していればよい。

### 3 代表者（第百十三号告示第四号及び第八号）

#### (1) 研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所の運営に必要な認知症に関する基本的な知識、権利擁護その他の事項に関する知識や技術を習得させるための研修は、次のとおりである。

「認知症対応型サービス事業開設者研修」

都道府県及び指定都市において、十八年局長通知及び十八年課長通知に基づき実施される研修をいう。

#### (2) 経過措置

省令附則第三条及び第五条において規定された経過措置は、次のとおりである。

平成二十五年三月三十一日までの間に開設するサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所（本体事業所が指定複合型サービス事業所であるものに限る。）又は複合型サービス事業所の代表者については、平成二十五年三月三十一日までに前記研修を修了していればよい。

#### (3) みなし措置

(1)及び(2)にかかわらず、下記の研修を修了している者は、既に必要な研修を修了しているものとみなして差し支えない。

ア 実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修

都道府県及び指定都市において、十七年局長通知及び十七年課長通知に基づき実施されたものをいう。

イ 基礎課程又は専門課程

都道府県及び指定都市において、十二年局長通知及び十二年課長通知に基づき実施されたものをいう。

ウ 認知症介護指導者研修

都道府県及び指定都市において、十二年局長通知及び十二年課長通知並びに十七年局長通知及び十七年課長通知に基づき実施されたものをいう。

エ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修

都道府県及び指定都市において、「介護予防・地域支え合い事業の実施について」（平成十三年五月二十五日老発第二一三号厚生労働省老健局長通知）に基づき実施されたものをいう。

# 令和5年度「宇治市福祉人材研修事業」実施計画

	内容	研修目的	講師	日程	会場
1	気づきの感性UP研修 <b>ヤングケアラー支援と児童虐待について学ぼう！</b>	私たちは、令和4年度6月の宇治市福祉人材研修で、『ヤングケアラー』という言葉について、大人が対象児童・生徒を理解するための言葉であり、子どもたちに自覚を迫るための言葉ではないことを学びました。宇治市では、ヤングケアラーに対する具体的な取り組みとして、令和4年6月1日よりヤングケアラーに対する相談及び支援、研修に関することや関係機関との連携・調整などの専門的な役割を担うコーディネーターを配置し、10月から相談窓口を開設しました。コーディネーター配置から約1年経過した今、宇治市における事例をお聞きし、介護の専門職であると同時に、地域で暮らす大人として私たちはどのような感性や技術を用いた役割を、果たすことが出来るでしょうか？今研修は、専門職としてだけでなく、地域で暮らす大人として、子どもをどのように守ることが出来るのか一緒に確認し、感性UPにつながることを期待し、企画しました。	宇治市役所 こども福祉課 主幹 小栗 ゆか氏 ヤングケアラーコーディネーター 田中 樹氏	6月27日(火) 13:30～16:30	宇治市役所 8階 大会議室
2	アセスメント力UP研修 <b>認知症の人を支える連携や支援に対する当事者の思いについて学ぼう！</b>	令和4年6月度の宇治市福祉人材研修で、『京都認知症総合センター』についてご説明頂いた柗村雅文さんから、今回は認知症の診断を受けた利用者にとって有益な連携や支援、支援のためのアセスメント力などについてお話しいたします。 ・ 認知症の診断を受けた方の不安や望みをどのように聴き取ることが大切なのか？ ・ 認知症診断から支援に繋がるまでの 入り口問題 をどのようにサポートできるか？ ・ 介護サービスを利用する段階において、少し躊躇されることのある 2つ目の入り口 をどのようにクリアしていけるか？ など、今年度より、非常勤としてケアマネジメントにも携わるようになられた講師から、常設型認知症カフェ相談員とケアマネジャー双方の視点・立場から、認知症の本人やそのご家族は、支援者のどのような対応に満足を感じ、どのような支援で心を痛めることがあるのか。今回は、良い事ばかりではない、『良くなかったこと』にも焦点をあて、当事者の言葉もお借りしながら 学びを深められるような研修を企画しました。 対人援助でのアセスメント力向上を目指し、一緒に学びを深めてみませんか？	京都認知症総合センター カフェほうおう 相談員・社会福祉士 ヴィアラ鳳凰居宅介護支援事業所 ケアマネジャー 柗村 雅文氏	7月25日(火) 13:30～16:30	宇治市 生涯学習センター 第2ホール
3	介護と医療連携について考えよう <b>退院時支援と在宅療養支援のポイントについて学ぼう！ (～お一人さまシリーズ～)</b>	令和4年度1月の宇治市福祉人材研修で、『医療・介護連携』について、ご講義いただいた鎌田松代先生の講義内で触れておられた、『お一人さまシリーズ』について、「お聞きしたい！」との要望が多く寄せられたことから企画しました。 退院の際に身寄りが無い『お一人さま』に対する支援でのポイントや、活用できる制度など、在宅、施設、医療の側面での『支援者』のご経験を踏まえたご講義をお願いしています。	認知症の人と家族の会 理事・事務局長 西京区在宅医療・介護連携支援センター 看護師・ケアマネジャー 鎌田 松代氏	8月22日(火) 13:30～16:30	宇治市 生涯学習センター 第2ホール
4	生活期・維持期のリハビリテーションを行う介護職だからできること、出来たらうれしいことを考えよう <b>お互い体に負担の少ない介護技術と最新の福祉用具と その活用について学ぼう！</b>	令和4年度9月の宇治市福祉人材研修で、『リハビリテーション』について、「困った！」場面の介助方法について、すぐにでもできる介助のポイントを教えてくださいました。その反響をもとに、普段の生活場面で「起りがちだけれど、とても困る」状況を回避するため、日々の機能訓練計画・実践のポイントや、利用者が取り組むセルフケアなどを学び、参加者からの実際の経験談をもとに「困った！」が起こってしまった時を複数想定し、介助する方・される方が、共に極力負担が少ない介助方法について、施設、在宅関係なく、一緒に学び、一緒に実技をしながら学びます。今回も会場に介護現場を想定した福祉用具を設置して、実践を行います。 あわせて、介助する方、される方が、共に極力負担が少なくなる有益な福祉用具について、福祉用具専門相談員の齋藤さんから一部紹介をしていただきます。日々新しい福祉用具が開発・発表されています。知識とデモ機使用による経験の更新を一緒にしてみませんか？	(社会福祉法人) 京都福祉サービス協会 人材開発部 理学療法士 神内 昭次 氏  (福祉用具提供・説明等 協力) パナソニックエイジフリーショップ 京都南 福祉用具専門相談員 齋藤 貴大氏	9月12日(火) 13:30～16:30	宇治市 生涯学習センター 第1ホール
5	～働きやすい、働きがいのある職場づくり～ <b>介護現場における雇用管理の基礎知識</b>	あなたの職場にも、こんな特徴がありませんか？ ●「職種」の多様性(ケアマネ・介護職・看護職・栄養士・事務職…) ●「雇用形態」の多様性(正規～非正規・有期～無期・フルタイム～パートタイム…) 多種多様な専門性が織りなす仕事ともいえる「介護」の現場だからこそ、職員一人ひとりが「働きやすさ」と「働きがい」を持てる職場づくりが大切です。そして、そのためには、適切な雇用管理が重要となります。 今回は、管理者や事務職員はもちろんのこと、現場で働くすべての職員が知っておきたい「雇用管理の基礎知識」を学習する機会として本研修を企画しました。労務管理の視点をはじめ、介護現場で生じやすい「ポイント(※)」などを、普段より介護事業所を支援されている法律の専門家よりお話いただけます。 ※例①：施設におけるシフト作成と変形労働時間制 ※例②：訪問介護における直行直帰や利用者宅間の移動時間と賃金	垣岡社会保険労務士事務所 代表 LLC垣岡コーチングラボ・ジャパン 代表 社会保険労務士・医療労務コンサルタント ファイナンシャルプランナー 垣岡 正英 氏	10月25日(水) 13:30～16:30	宇治市 生涯学習センター 第2ホール
6	介護スキルUP研修(おさらい編) <b>感染対策に配慮した介護技術実践</b> 出来ることから始めよう！ <b>外国出身の同僚と共に働くことについて学ぼう！</b>	令和4年度3月の宇治市福祉人材研修で、『感染予防の知識について』でご講義いただいた、岡本匡弘先生に今年もご登壇いただきます。 今回は前回の発展編として、支援場面での清潔や感染対策における『配慮』について、事例と実技を交えて学びます。日頃何気なくしていた行為が、実は感染対策への配慮が欠けていないか？日頃行っている行為は、本当に感染対策に有効なのか？など、何気なくやっている当たり前の介護について、自信をもって継続出来たり、少しの『気づき』が生まれることを期待して企画しました。 また、外国人研修生の指導や、受け入れる側の施設への研修を行っておられる岡本先生から、『明日からやってみよう！』と思える取り組みについて、教えていただきます。 既に宇治で働く介護者には、外国出身の方もおられます。今後、増えていくであろう外国出身の同僚にどのような支援や指導が必要なのか？あわせて自身の事業所は同僚に対して、どのような準備が必要で、何が出来るのか？働く本人はどのように感じ、困りごとはないだろうか？など、受け入れる側、飛び込んだ側双方が出席いただき、直接お話できる・わかりあうきっかけとなることを期待し、企画しました。	京都保育福祉専門学院 副院長 京都介護福祉士会 事務局長 社会福祉士 岡本 匡弘氏	11月21日(火) 13:30～16:30	宇治市 生涯学習センター 第1ホール
7	多職種連携スキルUP研修 <b>専門職に求められる、『自立支援』のための多職種連携の実践について学ぼう！</b>	今年も、京都府介護支援専門員会の井上先生にご講義いただきます。多職種連携による『自立支援』を意識したアセスメント及び課題分析、計画への位置づけの視点について学びます。多職種による専門性を用いて作成された、居宅サービス計画書や個別援助計画書の運動性やサービス担当者会議をさらに有益に活用する視点など、チームケアのための取り組みやそれぞれの専門性や立場について考えてみたいと思います。 また、研修当日の段階で先生が把握されている、令和6年度に予定されている、介護報酬改定のポイントについて、できる範囲でお話をいただければとお願いしております。	(公益社団法人) 京都府介護支援専門員会 (医療法人) 三幸会 生活サポートセンター 主任ケアマネジャー 井上 基氏	12月19日(火) 13:30～16:30	宇治市役所 8階 大会議室
8	経過措置が終了する法改正、予測不可の災害に備えよう！ <b>BCP(事業継続計画)や各種マニュアルで実際に行動を求められる専門職自身が見て、考えて、取るべき行動を具体的に把握してみよう！</b>	厚生労働省は、令和3年度介護報酬の改定により、すべての介護サービス事業者を対象に、令和6年度までに業務継続に向けた計画等(BCP)の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けることとしました。期限が迫る中、みなさんの事業所における実施状況はいかがでしょう？ BCPの大切なポイントのひとつは、「つづいて終わりではない。」ということです。どんなに立派なBCPであったとしても、それが職員に周知されていないと、職員が運用できないようでは、本来の目的である「業務継続」が叶いません…。 そこで、BCPの作成ではなく、「運用」にフォーカスした研修を企画しました。経営者層や管理者層だけが知っているだけのBCPを卒業し、わたしたち現場職員がBCPを運用するために知っておきたい基礎知識をこの機会に学びませんか？	(一般社団法人) 愛生会 介護老人保健施設 おおやけの里 管理部次長 辻 智典氏	1月25日(木) 13:30～16:30	宇治市役所 8階 大会議室
9	<b>事例発表</b> <b>宇治市の事業所が行った看取り支援</b> ①居宅介護支援事業所 ②認知症対応型生活介護 ③小規模多機能型居宅介護	今年度は、『看取り』に関する事例を宇治市で活動している事業所の方にご発表いただきます。できたこと、できなかったこと、反省したこと、うれしかったことなど、たくさんの感情を抱いた発表者それぞれのご経験を、発表を聴くだけでなく、聴講者の『これから』につながるよう、今年も発表者との交流の時間を設けます。地域で共に働く専門職仲間の事例発表を一事例でも多く、感じて頂ければと企画しました。 ①居宅介護支援事業所には、在宅看取りにおける医療・介護連携をはじめとするチームでの連携、サービスの調整や家族支援などをお話しいたします。 ②グループホームには、日々の暮らしや特色ある支援、入居の基準や手続き、看取り段階での特徴ある支援などをお話しいたします。 ③小規模多機能型居宅介護には、訪問看護等多職種との連携による看取り支援などをお話しいたします。 また、前年同様、宇治久世医師会圏域の医療機関連携室へ、『介護保険サービス』について知っていただく機会と、介護保険に従事する皆さんの活動を知ってもらい、直接交流できるよう、お声をおかけする予定としております。	①まごころ園居宅介護支援事業所 管理者・主任ケアマネジャー 西田 佳史氏 ②ニングルの森 平尾 管理者・ケアマネジャー 池田 アユミ氏 ③伊勢田明星園小規模多機能型居宅介護 管理者・ケアマネジャー 本部 大貴氏	2月14日(水) 13:30～16:30	宇治市 生涯学習センター 第1ホール
10	ライフ・ワークバランス研修 専門職だからこそ、自分自身も大切にしたい！ <b>ライフ・ワークバランスについて考えよう！</b>	介護保険事業所で働く『あなた自身』を見つめる研修になることを期待し、企画しました。働き方改革が声高に叫ばれる昨今、介護のプロであると同時に一人の生活者として、どのような『あなた自身』でありたいと望んでいますか？ 今回は、ライフ・ワークバランスを考えながら働くこと、あなたにとって良いバランス意識、取り組み、暮らしの工夫など、令和3年度3月に講義していただいた、大阪公立大学大学院の広瀬先生に再びご登壇いただき、『自分自身』と『介護保険事業所の従事者』としての両側面から、働くあなたが講義の後に、『自分自身の生き方と働き方』についての道が、少しでも明るくなるような研修を目指します！	大阪公立大学 大学院 生活科学研究科 客員准教授・専門社会調査士 広瀬 美千代氏	3月13日(水) 13:30～16:30	宇治市役所 8階 大会議室